

浄化槽維持管理に関する確約書

私が、宇治市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて 浄化槽を設置するにあたり、次の事項を適正に実施することを確約します。

また、保守点検業者及び清掃業者より交付を受ける浄化槽保守点検及び清掃の記録票を保管するとともに、浄化槽の放流水により環境衛生上支障が生じた場合は速やかに改善することを確約します。

なお、市長から報告を求められたときは、その記録票の写しを提出することを確約します。

- 1 浄化槽法第7条の規定による法定検査を使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に受けること。
- 2 浄化槽法第11条の定期法定検査を 毎年1回受けること。
- 3 浄化槽法第10条の清掃を年1回以上行うこと。
- 4 浄化槽法第10条ならびに同法施行規則第6条第2項の規定による保守点検を年3回以上行うこと。

年 月 日

宇治市長 あて

住 所
申請者氏名
電 話 番 号